

選定審査方法

1 選定方法

- (1) 指定管理者の候補者は、申請書類の審査（書類審査）及び面接による審査（面接審査）の結果をもとに選定する。
- (2) すべての選定委員の（採点後の）合計点数の和が、満点に選定委員の人数を乗じた値の60%以上に達したときは、当該申請団体を指定管理者の候補者とする。

2 満点・配点

満点は次表のとおりとし、その配点は選定基準において審査項目ごとに定める。

施設名	満点
堺市立農業公園「交流施設」	100点
堺市立農業公園「加工体験施設」	100点

3 採点方法・基準

採点は、面接審査終了後、書類審査及び面接審査の結果をもとに次の6段階を基準としておこなう。

採点基準	配点5点	配点9点	配点10点	配点15点	配点20点
特に優れている (高度な能力を有する)	5	9～8	10～9	15～13	20～17
優れている (優れた能力を有する)	4	7～6	8～7	12～10	16～13
普通 (能力を有している)	3	5	6～5	9～7	12～9
多少不十分 (能力が多少乏しい)	2	4～3	4～3	6～4	8～5
不十分 (能力が乏しい)	1	2～1	2～1	3～1	4～1
劣っている (能力に欠ける)	0	0	0	0	0

4 審査から採点までの流れ

(1) 書類審査

意見交換【10分間】

申請書類をもとに委員間で意見交換をおこなう。(採点は面接審査実施後におこなう。)

(2) 面接審査

① プレゼンテーション【10分間】

申請団体が申請書類に基づいて申請団体の概要、過去の実績、事業計画等について自由に説明をおこなう。ただし、持ち時間は厳守することとし、所定時間を経過したときは強制的に終了させる。

また、説明にあたってはパソコン、機材等の持ち込みや使用を禁止する。

② 質疑応答【20分間】

委員が申請団体に対して、申請書類やプレゼンテーションの内容等にもとづいて質疑応答をおこなう。

③ 意見交換【10分間】

申請団体が退出した後、委員間で意見交換をおこなう。

(3) 採点

書類審査及び面接審査の結果を踏まえて、上記2及び3により採点をおこなう。

5 面接審査の出席者

(1) 面接審査における申請団体の出席者は、4名以内とし、かならず代表者又は責任ある役職者を含むものとする。

(2) 申請団体は、あらかじめ面接審査の出席者の氏名、役職、所属、連絡先等を報告するものとする。